



平成28年4月28日

(照会先)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

国民年金部長

菅野 恵文

(電話直通 03-6892-0763)

報道関係者 各位

「国民年金の第3号被保険者期間の確認と届出のお願い」の送付誤りについて

1. 事象の内容

日本年金機構では、健康保険組合の被扶養者情報と国民年金の第3号被保険者期間との突き合わせを行い、記録が相違している方に「国民年金の第3号被保険者期間の確認と届出のお願い」(以下、「お知らせ」という)を、約6万人の方に平成28年4月22日(金曜)にお送りしました。

そのなかで、確認の必要がない方、約1万9千人に誤ってお送りしたことが判明しました。

お客様に対しまして、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

2. 事象の原因

健康保険の被扶養者情報と国民年金第3号被保険者期間との突き合わせを行い、その期間に相違がある場合に「お知らせ」しておりますが、企業の合併等による名称変更等の場合についても相違していると誤って判定したことが原因です。

事例 企業の合併等により名称が変更になった場合

健康保険組合の合併等による場合

企業の名称が変更になった場合 等

3. お客様への対応

(1) 誤ってお送りした方に対しては、内容の確認の届出が不要であることのお詫びの文書を4月28日(木曜)に発送いたします。

(2) この件に対するお問い合わせに対応するため、お問合せ専用のダイヤルを次のとおり設けます。

国民年金第3号被保険者専用ダイヤル

4月28日(木曜)のみ 0570-011-050

一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

4月29日(金曜)～ 0120-216-575(通話料無料)

携帯電話からも無料でご利用いただけます。IP 電話の一部からも無料でご利用いただけます。

〔 午前8時30分～午後5時15分までです。
平日も含め、ゴールデンウィーク期間中、土・日・祝日も受け付けます。 〕